

## 講演委員会運営規則

### (名称)

第1条 本委員会は講演委員会(英文名称:Program committee)と称する。

### (目的)

第2条 研究講演会や勉強会など講演を伴う会合について、講演内容を幹事会に提案し、幹事会の承認を受けて、会合のプログラム編成や運営に関わる活動を実施する。

### (活動・方針)

第3条 講演委員会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 定期的会合のプログラム編成・時間配分の決定
2. 定期的会合の進行・司会
3. その他、本講演委員会の目的達成に必要と認められる事業

ただし、特定の会合が、別に設けた特別な委員会により運営される場合は、特別に設けた委員会が上記の活動を行う。

### (委員会の構成)

第4条 次の者をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1~2名
- (3) 委員 数名
- (4) 臨時委員 数名

### (委員等の職務)

第5条 委員会の職務は次の通りとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長の職務を補佐する。
- (3) 委員は、委員会の活動を企画し、審議し、推進するとともに、講演を伴う会合を運営する。
- (4) 臨時委員は、特定の会合の運営に関して、委員会の活動を支援する。

### (委員等の選任・任期)

第6条

(1) 委員長は、委員会からの推薦を受けて、会長が選任する。その任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(2) 委員会構成員は、委員からの推薦を受けて、委員長が選任する。任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、臨時委員の任期は、特定の会合の運営に関わる期間に限定し、選任の都度定めるものとする。

(3) 任期中に委員が事情により職務を遂行できない場合、以下の通りとする。委員長は副委員長が代行する。または幹事会の承認を得て、交代できるものとする。委員は委員会の承認を得て、交代できるものとする。なお、その際の任期は前任者の残留期間とする。

### (運営規則の変更)

第7条 本規則の変更は、委員会の承認を得て委員長が行う。

### (付属覚書)

謝金については、以下の規定に基づいて支給する。  
会員

- ・交通費 実費支給(ただし、希望者のみ)
- ・参加費 実費支給(ただし、希望者のみ)
- ・懇親会費 実費支給(ただし、希望者のみ)

非会員

- ・交通費 実費支給(ただし、希望者のみ)
- ・参加費 実費支給
- ・懇親会費 実費支給
- ・原稿料 講演概要の執筆者のみ支給(¥10,000円)

付則 本運営規則は平成10年1月28日より施行する。

平成19年6月17日 一部改定  
平成21年11月18日 一部改定